

2020年3月31日

修道中学校・修道高等学校
関係者の皆様

修道中学校・修道高等学校
校長 田原俊典

新型コロナウイルス感染症に対する基本方針

1. 基本的な考え方

生徒の安全を第一に考え、国・県市の対応に準拠し、本校の特性に鑑み、新型コロナウイルス感染予防対策について基本方針を策定する。ただし、本基本方針は、広島県内の感染拡大状況を踏まえ適宜変更すること、また本基本方針の最後に記す今後の課題の解決により基本方針の関連事項を変更することを前提とする。

2. 感染防止に関する基本方針

①学校生活における「密集」「密閉」「密接」の3条件の回避

【具体策】

- ・4月当初の「身体測定・健康診断」は延期する。また、「遠足」、「星と音楽の夕べ」は中止する。
- ・「十竹ホール」を使用する多人数によるイベントは中止する。また、学年総会等のイベントは「十竹ホール」を使用しない形態により実施する。
- ・通常授業においては、授業担当者は必ず「マスク」を着用する。
- ・特殊な授業スタイルによって、やむを得なく「密」の状態が発生する場合は、生徒が大声で会話しないように厳しく注意する。
- ・授業担当者は授業開始5分間は必ず教室を換気する。
- ・校内の食堂は「徹底した換気」「使い捨て食器の使用」を条件に当面通常営業する。

②生徒の健康管理の徹底

【具体策】

- ・各学級担任は、生徒に「毎朝必ず自宅で検温すること」を指示し、SHR時に生徒の健康状態を確認する。
- ・各学年主任は、重症化リスクの高い「基礎疾患」を持つ生徒をあらかじめ把握し、養護教諭を通して学校医に生徒への対応や注意事項を確認する。
- ・自宅における検温の結果、37.5℃以上の発熱があり、咳やくしゃみ等の風邪のような症状を併発していることが確認された場合は、登校を控え、自宅で様子を見ることを保護者に要請する。また、学校において同等の症状が確認された場合は、保護者に連絡し、家庭に引き渡す。この場合の欠席、遅刻、早退は特別扱いとする。

3. 学校休校【学校休業】に関する基本方針

①学校休校の条件

- ・休職・休学している校内の教職員・生徒以外で、通常学校生活を送っている教職員および生徒の中で1人でも感染が確認された場合は、確認された翌日から14日間全学年による「学校休校」とする。
- ・「学校休校」の場合は、教職員も自宅待機とする。ただし、学級担任は、何らかの方法により、「学校休校」予定の中日を目途に自クラスの生徒の健康状態を把握するよう努める。
- ・「学校休校」の解除の是非を確定するデータ収集のために、感染していない教職員は「学校休校」の14日目の前日の午前9時に学校に出勤し、生徒の感染状況を把握する。データを元に「学校休校」の解除の是非を部長会にて協議し、保健センターと相談のうえ、校長が「学校休校」の解除を決裁する。
- ・「学校休校」による授業の補充は長期休業中の休業日を授業日として充当する。よって、「学校休校」中は生徒に自宅学習をさせるための課題等を出さずに、治療・休養することを優先するように指導する。

②学校休業の条件

- ・国、県市の要請によっては「学校休業」を実施する場合がある。
- ・広島県の感染者数の状況に鑑み、「休校要請」に対する本校の対応を決定する。

4. 今後の学校休校【学校休業】に関する課題

【課題1】「学校休校」「学校休業」中のオンライン授業体制の確立

- ・今後、感染防止対策が「長期化」することを考えると、「学校休校」「学校休業」が繰り返される可能性がある。場合によっては長期休業中の休業日だけでは必要な授業日が補填できないケースも考えられる。その場合、上記の「学校休校」の条件である「課題を出さない」という内容を見直す必要がある。完全なオンライン授業は困難であっても、現時点で保持しているPC環境を利用して、生徒に対する課題の設定とその課題の評価によって、補填授業を実施しなくてもカリキュラムを消化していくことができる方法を早期に確立していかなければならない。

【課題2】感染対策の長期化による学校行事・班活動の見直し

- ・各学校行事の開催の有無について、「決定のタイムリミット」を調査する。その調査結果に基づき決定の優先順位を確定した後、具体的な協議を経てそれぞれの行事の中止や延期の具体策を決定する。

【課題3】「1人の感染者」の心のケア

- ・専門家のアドバイス等を参考にして、学級担任の日常的な啓蒙、またスクールカウンセラーの支援によって、感染者に対する偏見や差別につながる言動がないよう具体策を講じる。